

2025 年度 私費外国人留学生授業料減免募集要項

本学の「私費外国人留学生授業料減免」制度は、経済的理由によって授業料の支弁が困難な私費留学生に対し、授業料の減免により修学を支援することを目的としたものです。

本制度の適用を希望する学生は、以下申請資格を満たしているか確認の上、必ず期限までに必要な手続きを行ってください。

【申請資格】

- 1) 大学・大学院・短期大学の正規課程に所属していること
 - 2) 在留資格が「留学」であること
 - 3) 学納金が納付期限までに納められていること
 - 4) 今年度 6 月～7 月の出席率が平均 8 割以上であること
 - 5) 2024 年度本学に正規生として在籍していた者に関しては、日本学生支援機構が実施する GPA 基準で 2.30 以上であること。(本学の GPA とは異なりますので、ご注意ください。GPA の計算表を添付していますので、ご自身でご確認ください。また、国際課前に授業料減免対象学生の学籍番号を掲示しています。)
 - 6) 経済基準を満たすもの
 - ・ 本国からの仕送りは月平均 9 万円以下を目安とする。但し授業料等学納金は除く。
 - ・ 他の奨学金受給限度額は月 10 万円以下とする。
 - 7) 居住地発行の有効な『国民健康保険』を所持していること。
- ※以下に該当する者は申請資格がありませんので、注意してください。
- a. 交換留学生、別科生、国費生
 - b. すでに授業料減免が適用され、海外協定校より本学に入学した 1 年生／編入した 3 年生
 - c. 2024 年度秋入学の学生
 - d. 今年度留年中、休学中の者
 - e. 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
 - f. 経済的に困難な状況であると認められない者
 - g. その他、本学学則やその他法律・規則、本学学生としての品性に問題があると認められる学生

◆提出書類

- ① 授業料減免申請書
- ② 在留カードの表面・裏面
- ③ 国民健康保険証

※②/③それぞれA4用紙を使用し、在留番号等が切れないよう全体をコピーしてください。
※縮小コピーはしないでください。

◆授業料減免申請提出期限

5 月 30 日(金) 17 : 00 必着